

# 福岡県公報

平成28年8月5日  
第3815号

## 目次

### 告示(第632号-第642号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
  - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
  - 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) …………… 2
  - 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) …………… 2
  - 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) …………… 3
  - 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知  
(農山漁村振興課) …………… 3
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- ### 公 告
- 第40期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦 (労働政策課) …………… 5
  - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
  - 第45回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) …………… 6

### 教育委員会

- 博物館の登録 (教育庁社会教育課) …………… 7

### 監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) …………… 7

## 告 示

### 福岡県告示第632号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八女市黒木町笠原字平石10005の1、10005の3から10005の5まで、字伐落11308の1、11331、11310(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平石10005の1・10005の4・10005の5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字伐落11308の1・11310・11331(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第633号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字採銅所字造り道2700、字トウロウ2701の1、2701の2、字造り道バタ2704の2、2704の1（次の図に示す部分に限る。）、字鳴河内瀧ノ上2705、字ヤブレ木屋2730の1、2730の3

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字トウロウ2701の1・2701の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。

）、字造り道バタ2704の1・2704の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月15日農林省告示第441号（4に係るものに限る。）

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに嘉麻市役所及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第635号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年5月25日農林水産省告示第836号

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第636号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月3日農林水産省告示第1040号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第637号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市矢部村矢部字朝畑2225の6・2225の9・2225の24・2225の39・2225の40・22

25の49（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字イボ岩2233の2・2233の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字焼山2235の12から2235の14まで・2235の19・2235の28・2235の36（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第638号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	英彦山添田線	前	田川郡添田町大字添田332番5先から 田川郡添田町大字添田1284番1先まで	4.5 ～ 52.0	1,926.6

八女市矢部村矢部字朝畑2225の6・2225の9・2225の24・2225の39・2225の40・22

前	田川郡添田町大字添田332番5先から 田川郡添田町大字添田1284番1先まで	7.0 ～ 52.0	1,403.0
後	田川郡添田町大字添田332番5先から 田川郡添田町大字添田1284番1先まで	4.5 ～ 52.0	1,926.6
後	田川郡添田町大字添田332番5先から 田川郡添田町大字添田567番1先まで	8.2 ～ 52.0	1,398.0

## 福岡県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年8月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	英彦山添田線	田川郡添田町大字添田695番1先から 田川郡添田町大字添田567番1先まで

## 福岡県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	八女線 香春線	前	田川郡添田町大字添田1291番5先から 田川郡添田町大字添田1314番2先まで	10.5 ～ 48.0	221.0
			後	田川郡添田町大字添田1291番5先から 田川郡添田町大字添田1314番2先まで	10.5 ～ 48.0	221.0

## 福岡県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年8月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女線 香春線	田川郡添田町大字添田1291番5先から 田川郡添田町大字添田1314番2先まで

## 福岡県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	行 橋 線 添 田	前	京都郡みやこ町犀川崎山 41番1先から 京都郡みやこ町犀川崎山 1504番2先まで	7.1 ～ 51.3	243.8
			後	京都郡みやこ町犀川崎山 41番1先から 京都郡みやこ町犀川崎山 1504番2先まで	20.3 ～ 71.5	243.8

## 公 告

### 公告

第40期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成28年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 推薦資格を有する労働組合

労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

#### 2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

#### 3 提出書類

- 推薦書 2部
- 労働者委員候補者調書 2部
- 労働組合資格証明書 2部
- 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

#### 4 推薦期間

- 平成28年8月5日（金）から8月29日（月）まで

- 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

#### 5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

#### 6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 申請のあった年月日

平成28年6月10日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称  
特定非営利活動法人フォーチュンプラス
- 代表者の氏名  
大原 進
- 主たる事務所の所在地  
久留米市津福今町483番地10
- 定款に記載された目的

この法人は、日本および世界の地域コミュニティに対して、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、観光の振興、農山漁村又は中山間地域の振興、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、環境の保全、災害救援活動、地域安全活動、人権の擁護又は平和の推進、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成、情報化社会の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化、

職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援、消費者の保護、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助、前各号に掲げる活動に準ずる活動に関する事業を行い、日本、全世界に寄与することを目的とする。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町仲原三丁目1942番1から1942番3まで、1946番1、1946番2、1947番1及び1947番3並びに道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡粕屋町仲原三丁目18番1号  
株式会社オフィシーナAyM  
代表取締役 箱田 みさ子

## 公告

第45回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成28年8月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
特に制限はない。
- 2 試験
  - (1) 方法  
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。
    - ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
    - イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土

及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

## (2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成28年10月14日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

### (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成28年8月8日（月曜日）から同年9月16日（金曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成28年9月16日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成28年11月上旬までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

## 教育委員会

### 福岡県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館として平成28年7月27日下記施設を登録したので告示する。

平成28年8月5日

福岡県教育委員会

施設名	所在地	設置者
立花家史料館	柳川市新外町1番地	公益財団法人立花財団

## 監査委員

### 監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、教育庁及び警察本部の61か所について実施した随時監査結果の報告（平成28年3月28日27監総第473号-2）に基づき、知事及び公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年8月5日

福岡県監査委員 山下 芳 郎  
同 伊 藤 龍 峰  
同 行 正 晴 實  
同 岩 元 一 儀

28商政第267号  
平成28年5月18日

福岡県監査委員 殿  
同 山 下 芳 郎 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 縣 善 彦 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり  
講じた措置について通知します。

#### 記

#### 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部 観光・物産振興課	前渡資金において、返納手続きがなされないなど、事務処理が著しく不適正であった。	ただちに返納処理を行った。今後は、複数の職員による前渡資金の管理・確認を行うとともに、資金前渡職員にも制度の周知徹底を図り、適正な事務処理に努める。



福岡公委発299号  
平成28年4月21日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎	殿
同	伊	藤	龍	峰	殿
同	行	正	晴	實	殿
同	縣		善	彦	殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部 北九州地区暴力団 犯罪捜査課	前渡資金において、精算手 続きがなされていないものが あった。	速やかに精算手続を行うとともに、 資金前渡に係る事務手続について、職 員に対し、基本の教養を行い、複数名 によりチェックすることで、事務の管 理を徹底し、再発防止に努める。

28福総第530号  
平成28年6月7日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 殿  
同 藤 龍 峰 殿  
同 伊 正 晴 殿  
同 行 正 善 彦 殿  
同 縣 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

#### 記

#### 注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	預金残高の処理が長期間なされていない通帳が、所属の金庫にあった。	保管されていた通帳が県公金に係るものでないことを確認した上で、口座名義人である元職員へ通帳を返却した。 今後は、金庫内の保管状況について、定期的に点検を実施し、金庫の適正管理に努める。

28農政第165号  
平成28年5月10日

福岡県監査委員 殿  
同 下 芳 郎 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 縣 善 彦 殿

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	前渡資金において、精算手続きが遅延しているものがあつた。	資金前渡処理による食糧費等の支出事務については、課の会計担当者が一元的に実施することとし、会計事務チェックシートに精算期限に関するチェック項目を加え、担当者及び出納員で必ずチェックするように対策を講じた。

28建総第454号  
平成28年5月13日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿  
同 藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 縣 善彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年3月28日27監総第473号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり  
講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	<p>昨年度改善を指導していた期限内の支払いやタクシージャケットの組織的な管理の徹底について、改善がなされておらず、また、単価契約物品発注簿においては、履行期限及び受領印欄が空白のまま確認者の押印が繰り返しされており、チェック機能が働いていなかった。</p>	<p>タクシージャケットの管理強化のため、庶務担当係長が、未使用の場合は返却の確認を行えるように、管理簿の備考欄に未使用ジャケットの返却完了の旨を記入する欄を設けて、使用後に速やかに確認するようにした。 また、受領済みの請求書の支払い処理についても、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定されている支払期限を厳守するように、常に確認する。単価契約物品発注簿については、定期的に発注簿を点検することとした。</p>